

越 監 公 表 第 1 8 号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長から平成31年1月21日付け越監第172号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成31年3月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

監査の結果に係る措置について

市立病院

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 売払契約（単価契約）において、予定価格未満の金額で契約締結されているものがあった。

複数単価契約の売払契約については、越谷市契約規則に基づき定められた、越谷市随意契約事務取扱要領等により、品目毎に予定価格を定め、見積りにおいて全ての品目が予定価格以上になる必要があると定められているが、一部予定価格を下回った金額で契約締結していたものである。

【措置等の内容】

ご指摘いただきました契約につきましては、複数単価契約にて契約を締結しております。

この場合、契約単価が品目毎に定めた予定価格以上である必要がありますが、誤って予定総価格で判断し契約を締結してしまいました。

このことは、「随意契約事務の指針」に定められている複数単価契約の手続規定とは異なりますが、本契約による取引は支障なく進行していることもあり、経済性及び合理性を考慮して今年度につきましては当該契約を維持することといたします。

今後は、見積価格と予定価格との関係を自動判定できるようシステム化するとともに、担当内の複数の職員でチェックを行うなど、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

市立病院

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていたもの。

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、旅行命令簿登録システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成30年12月支給の給与で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び旅費の支給の取扱いに関するQ&Aについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

市立病院

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、旅行命令簿登録システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成30年12月支給の給与で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び旅費の支給の取扱いに関するQ&Aについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

出納課

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。

【措置等の内容】

上記指摘事項については、旅費の申請・承認手続きに際しての起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、当該過支給分については、最も経済的な経路による金額への修正手続きを行い、平成30年11月に精算を完了しました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例に基づいて選択すべき経路の確認の徹底を関係各職員において図り、適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

出納課

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ③ 定期券保有区間の考慮をせず、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。

【措置等の内容】

上記指摘事項については、旅費の申請・承認手続きに際しての起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、当該過支給分については、最も経済的な経路による金額への修正手続きを行い、平成31年2月に精算を完了しました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例に基づいて選択すべき経路の確認の徹底を関係各職員において図り、適正な事務処理に努めてまいります。

越 監 公 表 第 1 9 号

地方自治法第199条第12項の規定により、市議会議長から平成31年1月21日付け越監第172号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成31年3月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

監査の結果に係る措置について

議会事務局

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ③ 定期券保有区間の考慮をせず、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。

【措置等の内容】

ご指摘いただいた旅費の過支給につきましては、越谷市職員等の旅費に関する条例第7条にて、最も経済的な通常の経路及び方法を選択することとされておりますが、定期保有区間を考慮せずに経路を選択したことにより生じたものです。

本件旅費の過支給分については、平成31年2月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、旅費の支出事務について職員の認識を深めるとともに、決裁時の経路確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。